

# 行政評価局調査について

平成30年7月  
総務省行政評価局

# 行政評価局調査の実施状況

## 最近の調査結果(平成30年～)

### 公的住宅の供給等

勧告日：1月23日  
勧告先：国土交通省、厚生労働省

- ・公営住宅への入居に際し、保証人免除や法人保証を導入していない都道府県等があり、保証人を確保できずに入居できない例あり
- ・都道府県等の住宅部局が、入居者について、家賃滞納の理由を的確に把握した上で福祉部門の支援につないでいけば、入居者の生活状況の悪化を防止できたと考えられる例あり

### いじめ防止対策の推進

勧告日：3月16日  
勧告先：文部科学省、法務省

- ・いじめを背景とした自殺等の重大事態66事案の調査報告書を分析。42事案(64%)において学校としての組織的対応に課題(被害児童への聞き取り等について担任任せとなっているなど)
- ・学校において、いじめ防止対策推進法はいじめの定義を限定して解釈する例あり(いじめ認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」の要素により、限定して解釈する等)

### クールジャパンの推進(政策の評価)

勧告日：5月18日  
勧告先：文部科学省、農林水産省  
経済産業省

- ・クールジャパンの推進に関する政策は、5つの成果目標(KPI)の達成状況(「目標達成」3、「中間目標達成」1、「目標達成に向けて進展」1)及び関連施策等の達成状況を踏まえると、相当程度進展
- ・補助により初めてコンテンツ等のローカライズ(字幕作成等)を実施し、かつ、今後補助がなくてもローカライズを実施予定とした事業者が40.0%。他方、補助を受ける前からローカライズを実施し、かつ、今後補助を受けなくてもローカライズを実施予定とした事業者が38.2%

### 鳥獣被害対策

通知日：5月21日  
通知先：総務省、農林水産省

- ・鳥獣被害対策にICT機器を導入している市町村の中には、機器の機能によるだけでなく、専門機関との連携など様々な条件整備を行うことにより効果を上げているものがあり、このような取組を参考事例集として取りまとめ
- ・未だICT機器の導入に至っていない理由として、市町村は、ICT機器の金額・予算面の制約のほか、ICT機器の種類・性能・効果、他市町村における導入実績についての情報不足等を回答

### 介護施策

(高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策)

勧告日：6月19日  
勧告先：厚生労働省

- ・ケアマネジャー等から不足を感じるという声がある介護保険サービス(夜間対応型訪問介護等)において、事業計画で利用を見込んでいない、見込んでいても利用実績と乖離する状況があるにもかかわらず、点検・評価が未実施の自治体あり
- ・働きながら介護に従事する上で重要な介護休業制度等の情報が家族介護者や事業所に十分浸透しておらず、制度周知のための関係方面への要請が不十分な労働局あり

## 実施中の調査 (平成30年7月27日時点)

- 農林漁業の6次産業化の推進 (政策の評価)
- 女性活躍の推進 (政策の評価)
- 高度外国人材の受入れ (政策の評価)
- 地籍整備の推進 (政策の評価)
- 空き家対策
- 農業労働力の確保 (新規就農の促進対策)
- 下請取引の適正化
- 子育て支援 (保育施設の安全対策)
- 消費者事故対策
- 年金業務の運営 (国民年金業務)
- 訪日外国人旅行者の受入れ

※ このほか、内閣の重要課題の解決に資するための関係機関と連携した調査として、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)の推進に資することを目的として、引越し、介護及び死亡・相続に関する手続のワンストップ化に向けた業務改革(BPR)を行うための調査を実施

## 実施予定テーマ (平成30年度)

- 認知症高齢者の介護環境
- 更生保護ボランティア
- 障害者の就労支援
- 学校における専門スタッフ等の活用
- 遺品の整理サービス
- 災害時の住まいの確保等

## 平成31年度・32年度のテーマ

○ 「平成30年度行政評価等プログラム」において、調査テーマを検討するに当たっての大枠の考え方を設定

- ① 多様性・包摂性のある社会の構築 → 困難に直面する者の自立・社会参加に向けた支援、機会確保
- ② 地域における生活・活動基盤の確保 → 地域における持続可能な住民サービスの提供
- ③ 成長の基盤構築・環境整備 → 成長の牽引役となる担い手・サービスの創出
- ④ 生活の安全・安心の確保 → 災害・事故・環境問題による被害・損害の最小化

➡ 現地機関(管区行政評価局等)が収集した情報、行政相談委員からの意見等を活用

# 現地機関等による情報収集の状況

## ① 多様性・包摂性のある社会の構築

### 困難に直面する者の自立・社会参加に向けた支援、機会確保

#### (1) 子ども

- ✓ **子どもの貧困**については、最低限の衣食住が満たされている今日では、子どもの外見等から状況を把握することが難しい中で、誰でも参加できる子ども食堂の開設や地域ボランティア活動等により、早期発見や見守りに取組

#### (2) 高齢者

- ✓ 独居高齢者が増加する中で、**高齢者の安全確保**に向け、①自治体による**高齢者のごみ出し支援**の機会を捉えた安否確認、②**コンビニエンスストアによる弁当宅配**の機会を捉えた高齢者の見守りなど、様々な機会を活用
- ✓ **サービス付き高齢者向け住宅**では、事業者による1日1回以上の安否確認が義務付けられているものの、平成27年1月から約1年半で事故が3,000件以上。中には、個室で転倒した入居者が翌朝に失血死した状態で発見された事案も発生(夜間の職員配置は必須ではない)
- ✓ 認知症高齢者の契約トラブル等の消費者相談(例 健康食品、ふとん、住宅リフォーム)が増加傾向にある中で、認知症高齢者約517万人に対し**成年後見制度**の利用は約20万人にとどまり、制度が分かりづらい、費用や手続に関する負担等の理由を挙げる声あり。  
一方、品川区では、社会福祉協議会が相談受付・裁判所への申立て・後見実施までをワンストップで担い、制度の利用を促進

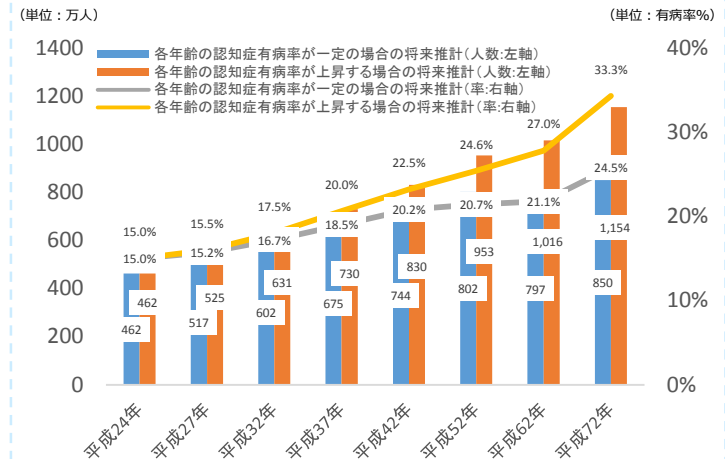
①OECD加盟国における子どもの貧困率〔平成26年版子ども・若者白書より〕

| 順位 | 国名      | 割合(%) | 順位        | 国名        | 割合(%)       |
|----|---------|-------|-----------|-----------|-------------|
| 1  | デンマーク   | 3.7   | 18        | スロヴァキア    | 12.1        |
| 2  | フィンランド  | 3.9   | 19        | エストニア     | 12.4        |
| 3  | ノルウェー   | 5.1   | 20        | ベルギー      | 12.8        |
| 4  | アイスランド  | 7.1   | 21        | ニュージーランド  | 13.3        |
| 5  | オーストリア  | 8.2   | 22        | ポーランド     | 13.6        |
| 5  | スウェーデン  | 8.2   | 23        | カナダ       | 14.0        |
| 7  | チェコ     | 9.0   | 24        | オーストラリア   | 15.1        |
| 8  | ドイツ     | 9.1   | <b>25</b> | <b>日本</b> | <b>15.7</b> |
| 9  | スロベニア   | 9.4   | 26        | ポルトガル     | 16.2        |
| 9  | ハンガリー   | 9.4   | 27        | ギリシャ      | 17.7        |
| 9  | 韓国      | 9.4   | 28        | イタリア      | 17.8        |
| 12 | 英国      | 9.8   | 29        | スペイン      | 20.5        |
| 12 | スイス     | 9.8   | 30        | アメリカ      | 21.2        |
| 14 | オランダ    | 9.9   | 31        | チリ        | 23.9        |
| 15 | アイルランド  | 10.2  | 32        | メキシコ      | 24.5        |
| 16 | フランス    | 11.0  | 33        | トルコ       | 27.5        |
| 17 | ルクセンブルク | 11.4  | 34        | イスラエル     | 28.5        |
|    |         |       |           | OECD平均    | 13.3        |

(出典) OECD (2014) Family database "Child poverty"

(注)ハンガリー、アイルランド、日本、ニュージーランド、スイス、トルコの数値は2009年、チリは2011年。

②65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率〔平成29年版高齢社会白書より〕



### (3) 外国人

✓ 国内で生活する**外国籍の児童生徒**（公立学校に約8万人）の中には、年齢相応の**日本語能力が身につけておらず、学校生活に適応できない者が存在**。  
これに対しては、**対策協議会を開催している自治体、未だ実態把握に至っていない自治体など、各地域での対策の進捗は様々**

✓ **外国人技能実習生**に関する**最低賃金割れや過重労働、労働衛生面の不備等の一部の実習実施者による労働関係法令違反が多発**。他方で、「**1実施者1作業**」とされている**技能実習制度**に対しては、**積雪寒冷地の農家では通年実習が難しいとの声あり**

### (4) 障害者

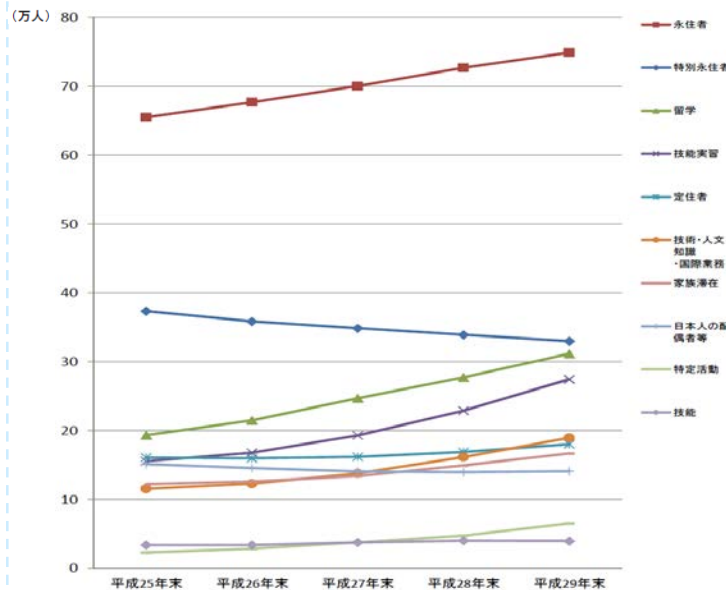
✓ **障害者支援の担い手**について、①**障害者福祉支援センターが派遣する手話通訳者が一部高齢者に偏っており、その引退に伴い派遣継続に支障を来すおそれ**、②**同行援護者**（視覚障害者の移動を支援）の**養成のための研修受講者が減少**しており、その確保に課題

✓ 高齢の**視覚障害者・聴覚障害者**の増加が見込まれる中で、①**公的書類に視覚障害者のための音声コード※1の印刷を求める声**（点字識字率は視覚障害者の約10%）、②**聴覚障害者のための電話リレーサービス※2、メールによる119番通報など利便性向上に向けた取組**  
※1 文字内容をコード情報に変換したもので、スマートフォン等を使い音声化できる  
※2 テレビ電話等を使い、聞こえる人と聞こえない人との通話を通訳オペレーターが仲介

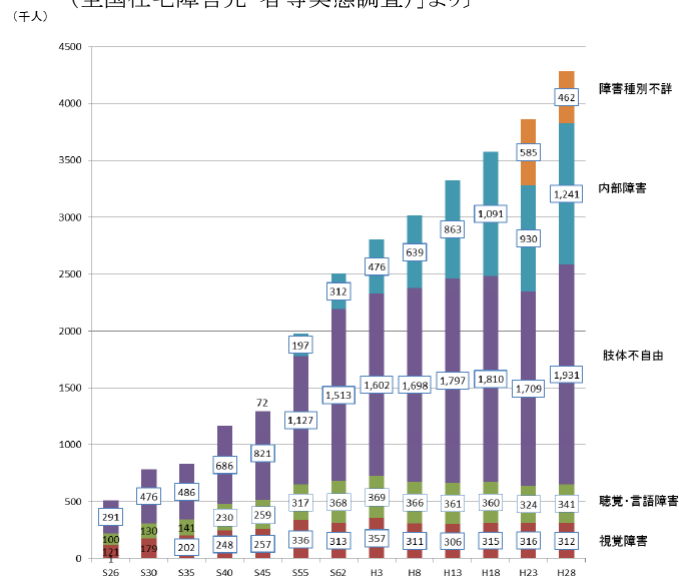
### (5) 依存症患者

✓ **アルコール・薬物等の依存症対策**として、**専門医療機関の指定、相談拠点の整備、民間団体への支援等を進めているものの**、①**一般医療機関と専門医療機関の連携が不足**（専門的治療を受けていない患者が多い）、②**高齢者・女性受入れのための施設が不足**しているといった指摘あり

①在留資格別在留外国人の推移〔法務省「平成29年末現在における在留外国人数」(確定値)より〕



②障害の種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移〔厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(全国在宅障害児・者等実態調査)より〕



(注) 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(～平成18年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年～)



## ② 地域における生活・活動基盤の確保

### 地域における持続可能な住民サービスの提供

#### (1) 医療

- ✓ 医師の地域間偏在・診療科間の較差(産科医の不足等)が存在する中、**医療資源の有効活用**の試みとして、①法令解釈の明確化等を受け、離島・へき地だけでなく都市部の医療機関でも遠隔診療を導入、②処方歴・検査データ等を共有する**メディカルネットワーク**を構築、③県境を越えた**広域連携**によるドクターヘリ運用、④緊急性の乏しい転院搬送に救急車ではなく民間車両を活用等の動きあり

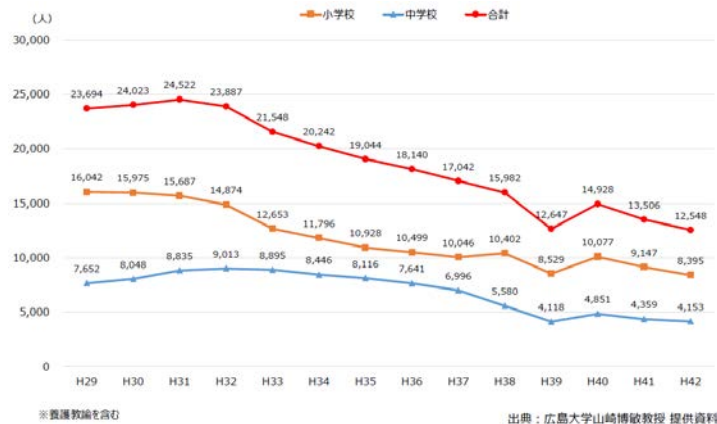
#### (2) 育児・教育

- ✓ 共働き・ひとり親・核家族の増加により、保育園・病児保育施設・放課後預かり等の需要が増加。一方、こうした**子育て支援の担い手**(保育士・看護師・放課後児童クラブ支援員等)については、**担い手のライフスタイルと実際の勤務条件にギャップ**がある等により、人材確保に苦慮
- ✓ 少子化に伴う教員定数の減少を見据え、各地の公立学校では、臨時教員の採用を拡大。一方、**公立学校の臨時教員**については、**実際の業務内容と処遇のミスマッチ**等により、人材確保が難しく、公立学校の教員不足が発生

#### (3) インフラ・公共施設

- ✓ 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)に基づき、各種施設の計画策定が進む一方で、実際の**インフラの維持管理・更新・撤去**の際には、①橋・信号機等の撤去方針策定が、**地域の合意形成不調**で困難、②管理者不明の橋の老朽化による事故発生を懸念、③里道・ため池等の維持管理を担ってきた**コミュニティ構成員の高齢化**により維持管理の継続が困難、といった状況あり

①公立小中学校教員需要予測(平成29～平成42年度・全国)〔文部科学省 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議(第11回)(平成29年8月29日)資料4より〕



②建設後50年以上経過する社会資本の割合  
〔平成28年国土交通白書より〕

|   | H25年3月 | H35年3月 | H45年3月 |
|---|--------|--------|--------|
| 道路橋<br>[約40万橋 <sup>注1)</sup> (橋長2m以上の橋約70万のうち)] | 約18%   | 約43%   | 約67%   |
| トンネル<br>[約1万本 <sup>注2)</sup>                    | 約20%   | 約34%   | 約50%   |
| 河川管理施設(水門等)<br>[約1万施設 <sup>注3)</sup>            | 約25%   | 約43%   | 約64%   |
| 下水道管きよ<br>[総延長：約45万km <sup>注4)</sup>            | 約2%    | 約9%    | 約24%   |
| 港湾岸壁<br>[約5千施設 <sup>注5)</sup> (水深-4.5m以深)]      | 約8%    | 約32%   | 約58%   |

- 注1) 建設年度不明橋梁の約30万橋については、割合の算出にあたり除いている。  
 注2) 建設年度不明トンネルの約250本については、割合の算出にあたり除いている。  
 注3) 国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)  
 注4) 建設年度が不明な約1万5千kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)  
 注5) 建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。

資料) 国土交通省

## (4) 地域公共交通

- ✓ 75歳以上の**高齢ドライバー**による死亡事故割合が増加する中で、運転免許証の自主返納や医師の認知症診断に基づく免許取消し等の制度を強化。  
一方で、自家用車なしでは農業等の生業や買物・通院等の日常生活に支障が生じる高齢者のため、代替的な移動手段の確保が必要
- ✓ 持続可能な**地域公共交通ネットワークの再構築**に向け、様々な地域で、①住民の生活に即した**公営バスのきめ細かな運行**を実現、②乗合タクシー等の**デマンド型交通・コミュニティサイクル**の導入、③**貨客混載サービス**(住民の移動と貨物輸送を一体的に提供)の導入といった取組

## (5) まちづくり

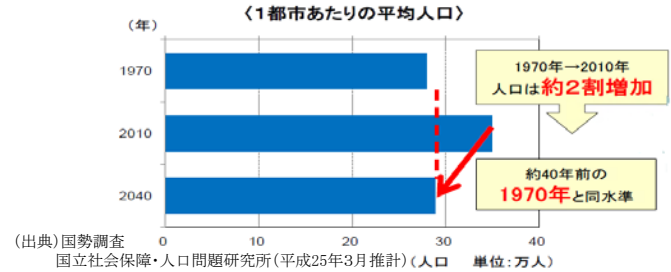
- ✓ 人口減少等が**都市の衰退、所有者不明土地・耕作放棄地の増加**等につながると指摘される中、各地で、①補助金に依存しない**自立的・継続的な商店街の再活性化**、②住民の交流拠点の設置、移動手段の確保(自動運転カート等)による**高齢化したニュータウンの再生**、③住宅補助・子育て支援の充実による**定住者の呼び込み**、④**集落営農の法人化・組織化による耕作放棄地の再活用**等の取組

## (6) 地域コミュニティ

- ✓ 高齢化の進展、住民ニーズの多様化等に伴い、**民生委員・消防団員**等の地域活動の担い手に求められる役割は一層大きくなっているにもかかわらず、負担の重さ等の理由から**新たな担い手の確保が困難**
- ✓ 地域的な共同活動を行う**自治会・町内会**等の構成員の**高齢化・減少**等によりその活動に制約。また、**住民情報の収集範囲が制限**されており、期待される共助機能が十分発揮できないとの声あり

- ①地方の県庁所在地の人口の推移〔国土交通省 社会資本整備審議会 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ 「都市のスポンジ化」への対応(平成29年8月)参考資料より〕

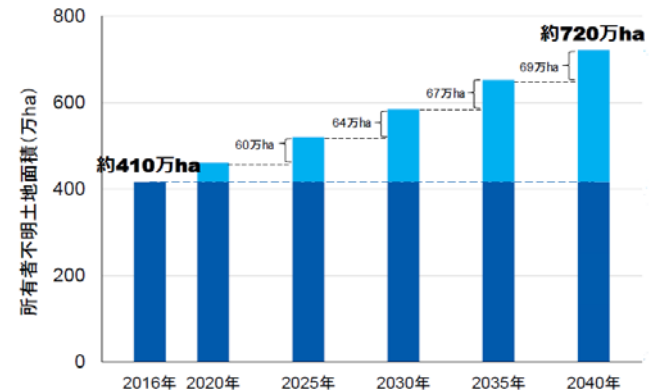
県庁所在地の人口の推移  
(三大都市圏及び政令指定都市を除く)



- ②一般路線バス・地域鉄道の路線廃止状況〔国土交通省 地域公共交通の活性化及び再生の将来像を考える懇談会(第1回)(平成28年6月15日)資料2より〕



- ③所有者不明土地面積の推計〔(一財)国土計画協会 所有者不明土地問題研究会 最終報告(平成29年12月)概要より〕



※ この対象は、「所有者台帳(不動産登記簿等)により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地」であり、別途調査をすれば判明するケースも多く、対象地全てが直ちに問題というわけではない。

### ③ 成長の基盤構築・環境整備

#### 成長の牽引役となる担い手・サービスの創出

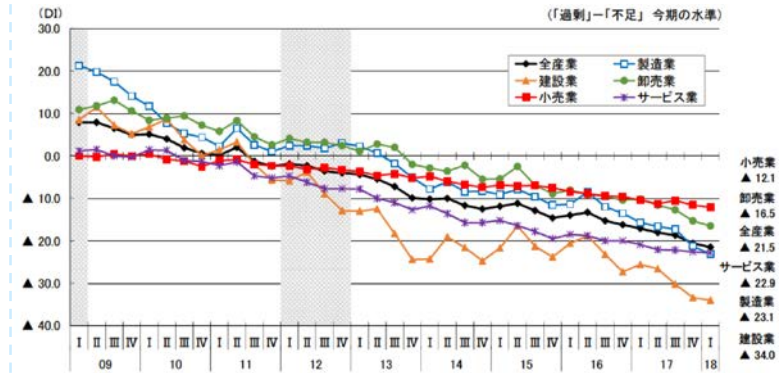
##### (1) 新技術・地域資源の活用

- ✓ **ドローン**については、離島への荷物配送、行方不明者捜索、インフラ点検など、安全性を確保した上での一層の利活用に向けた動きあり
- ✓ 観光立国を推進する中で、**文化財**を貴重な地域・観光資源として活用するため、文化財保護法が定める要件上、指定・登録が困難な無形文化財にも保護の裾野を拡大し、その魅力を内外に発信するなど独自の取組を実施する自治体あり
- ✓ **健康寿命の延伸**に関連した地域産業育成のため、各種実証事業を実施し(例 買い物客の健康管理・増進のサービスとして、地域のスーパーが病院等と協力して店舗内に「健康ステーション」を設置)、健康意識の高まりに応じたビジネス拡大を模索

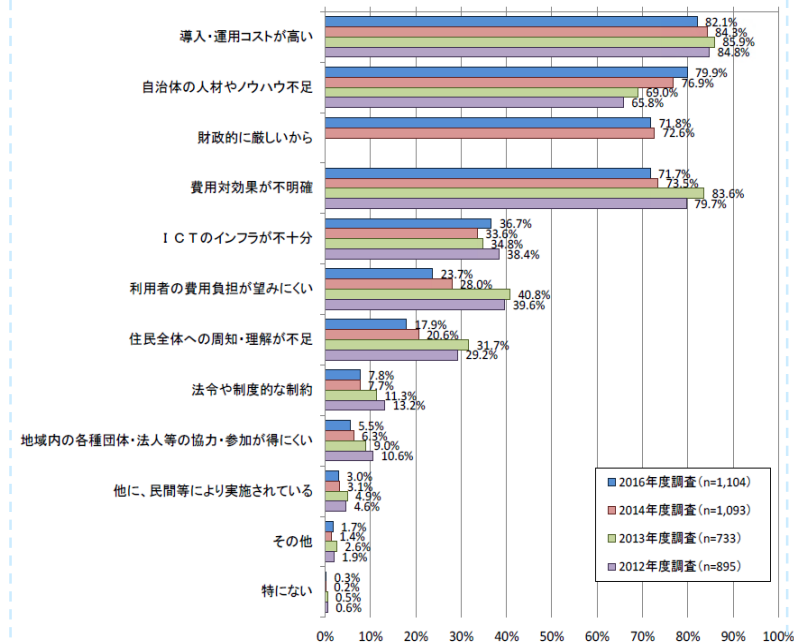
##### (2) 人材の確保・育成

- ✓ 企業等の**人手不足**に対して、高齢者・女性・若者・障害者等の就労(例 18歳から運転可能な準中型トラックの導入、農福連携による障害者の就労促進)による雇用の裾野拡大に向けた動きあり
- ✓ **労働災害**件数のうち60歳以上が占める割合は増加しているにもかかわらず、事業者において、高年齢労働者の労働災害防止対策が十分に取られていないおそれ
- ✓ 業務の効率化・省力化には、ICT活用が有効な一方、**ICT利活用人材**は不足。例えば、中国四国地域を対象とした調査では、187農業者のうちスマート農業の導入を考えていない者が8割超、導入しない理由として、47%がスマート農業の活用方法がよく分からないと回答

①産業別従業員過不足DIの推移〔第151回 中小企業景況調査 (2018年1-3月期)より〕



②ICT利活用事業を推進する上での課題〔総務省「地域におけるICT利活用の現状に関する調査研究」(平成29年)より〕





## ④ 生活の安全・安心の確保

### 災害・事故・環境問題による被害・損害の最小化

#### (1) 災害時の避難情報の伝達・共有

- ✓ 豪雨時における**避難勧告等の発令**に際して、特に中小河川では急激に水位が上昇する傾向があるため、水位計に加え、雨量等の**気象情報を活用**。気象情報の理解・活用は自治体職員にとって容易でないため、**気象予報士等の専門家の助言が有効**
- ✓ **避難勧告等の伝達手段**として、チャンネル数の限られた防災行政無線以外にも、防災情報メールやHPでの公表(例 地図上で危険度を色分けした「大雨警報(浸水害)の危険度分布」)等の**多様な手段**が存在。ただし、こうした伝達手段が危機意識の乏しい住民や、電子メール等の利用が難しい高齢者等など**情報の受け手に応じて有効か要検証**

#### (2) 災害時の避難体制の整備

- ✓ 災害時の避難における**高齢者・障害者等の支援**に向けて、自治体による避難行動要支援者**名簿の策定**については相当程度進捗(平成29年6月1日時点で93.8%が策定済み)。他方で、消防団・民生委員等の関係者への事前の**名簿情報の提供**については**地域差あり**。また、要支援者ごとの個別計画の策定に当たり、避難支援の担い手確保に苦慮
  - ※ 改正災害対策基本法(平成26年4月施行)により、市町村による要支援者名簿の策定は行為義務、個別計画の策定は努力義務
- ✓ **福祉避難所**(自治体と協定を結んだ社会福祉施設等で災害時に高齢者・障害者等を受入れ)については、指定は進むものの、熊本地震の際には、人員不足・運営マニュアルの未作成・周知不足等の理由により**十分に機能しなかった事例あり**。他方、同地震では、福祉避難所として指定されていなかった大学が独自に障害者等を受け入れた事例も存在

①短時間強雨の増加傾向〔平成30年版防災白書より〕  
〔アメダス〕1時間降水量50mm以上の年間発生回数



②東日本大震災における高齢者・障害者の被害状況〔平成30年版高齢社会白書及び内閣府 災害時要援護者の避難支援に関する検討会(第2回)(平成24年11月9日)資料8-2より〕

〔東日本大震災における年齢階級別死者数〕



〔東日本大震災で被害にあった障害者数〕

| 全体      |       |       |       | 障害者    |      |       |       |
|---------|-------|-------|-------|--------|------|-------|-------|
| 人口      | 死者    | 行方不明者 | 死亡率   | 人口     | 死者   | 行方不明者 | 死亡率   |
| 2401955 | 18829 | 193   | 0.78% | 115859 | 1658 | 7     | 1.43% |

(平成24年9月5日時点 NHK調べ)

### (3) 災害からの迅速な復旧・復興

- ✓ 被災地以外の自治体からの**応援職員受入れ**は、復旧・復興に不可欠との声がある中で、①被災自治体の求める専門性(土木等)と応援職員の専門性のミスマッチ、②自治体間での罹災証明などの業務処理方法のばらつき(書類の様式・手順等)といった事例あり
- ✓ がれき・コンクリート・木材等の**災害廃棄物**の処分に関し、自治体による一時保管所整備・処理計画策定等の備えに遅れ。また、**被災マンション**について、法改正によりマンション自体の解体等の決議要件は緩和されるも、家財道具等の残置物の処分に所有者等の同意が得られず、迅速な解体に支障が生じた事例あり

### (4) 防火体制

- ✓ 火災時の危険性が高い**老朽木造建築物**について、一部の自治体では、①条例で自動火災報知設備の設置を義務付け、②木造住宅密集地域における**建物除却に補助**等の取組
- ✓ 訪日外国人観光客の増加に伴う**民泊への需要増**や、Eコマース市場の拡大等に伴う**倉庫の大規模化**などに応じた防火体制がとられているか懸念する声あり  
※ 家主滞在型の民泊で、宿泊室床面積50㎡以下の場合には、自動火災報知器の設置不要

### (5) 汚染・有害物質対策

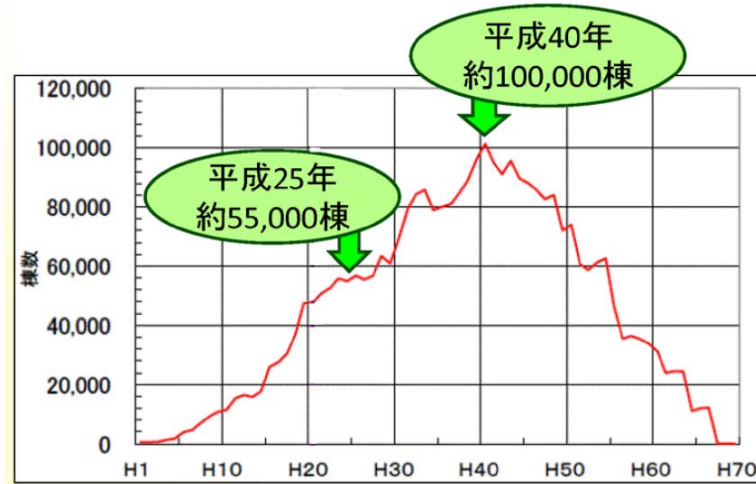
- ✓ **PCB(ポリ塩化ビフェニル)**は、PCB特別措置法に基づき処理作業中であり、未届けのPCB廃棄物を把握するため、都道府県等が事業者等に対し掘起こし調査も実施。他方、震災後の被災状況調査を契機として、自治体所有の施設でPCB使用機器が発見された事例あり
- ✓ 自治体において、**水銀使用廃製品**(蛍光灯、水銀式血圧計等)を廃プラスチック等と混同して回収したことから、清掃工場での焼却過程で排ガス中の水銀濃度が上昇し、焼却炉を停止する事態が発生  
※ 水銀汚染防止法(H29.8施行)で、市町村には水銀使用廃製品の適正回収の努力義務あり

①近年の大規模災害における災害廃棄物等の発生量及び南海トラフ地震・首都直下型地震における推計発生量〔環境省災害廃棄物対策情報サイトより〕

| 災害等名称(発生時期)            | 発生した災害廃棄物等の量                       |
|------------------------|------------------------------------|
| 阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)    | 約1,450万トン                          |
| 東日本大震災(平成23年3月11日)     | 災害廃棄物:約2,000万トン<br>津波堆積物:約1,100万トン |
| 広島市土砂災害(平成26年8月20日)    | 約58万トン                             |
| 関東・東北豪雨(平成27年9月9日~11日) | 約5.3万トン(茨城県のみ)                     |
| 熊本地震(平成28年4月14日)       | 約289万トン                            |

| 区分      | 災害廃棄物等推計発生量 |           |
|---------|-------------|-----------|
|         | 災害廃棄物       | 津波堆積物     |
| 南海トラフ地震 | 約3億2,000万トン | 約2,700万トン |
| 首都直下型地震 | 約1億1,000万トン | —         |

②民間建築物の年度別解体棟数(推計)〔アスベスト対策に関する行政評価・監視(平成28年5月13日)結果報告書より〕



(国土交通省の資料に基づき、総務省が作成)

| 視 点                             |   | 焦点を当てる事項・取り上げていく分野   |
|---------------------------------|---|--|
| 視点①: 経済社会環境の変化に即した見直し           | <p>時の経過に伴う技術の進歩や国民の関心・意識・行政に対する考え方の変化、人口構成の変化など経済社会環境の変化に即して、新たな行政ニーズが発生した、又は行政が果たすべき役割を終えたため、行政制度を運用する施策や事業の見直しが必要となっているものがあるのではないか。</p>   | <p>当審議会としては、当面、受益者のニーズに応じた施策・事業の見直し、現行の施策・事業では対応できない課題への対応、技術進歩に伴う施策・事業の在り方の検証、制度創設から長期にわたって見直しが行われていない制度を運用する施策の検証などを念頭にテーマが検討されることが望ましいと考える。</p> |
| 視点②: 国としての重点政策に係る府省横断的な課題把握     | <p>国として重点的に取り組んでいる政策について、内閣の基本方針及び個々の施策・事業の双方をチェックすることで、関連する施策・事業の総合的な推進を阻害している課題・問題点を把握することができるのではないか。</p>   | <p>当審議会としては、当面、経済成長への貢献、高齢社会への対応、子ども・子育て支援、女性活躍の推進、イノベーションの創出、防災対策、健康増進対策・疾病対策、消費者行政の在り方などの施策・事業を念頭にテーマが検討されることが望ましいと考える。</p>                      |
| 視点③: 公共サービス提供の多様化に対応した国民目線の課題把握 | <p>NPOや民間企業等の新たな公共サービス提供主体に視点を強化した調査を実施することで、より国民目線からの政策課題把握が可能になるのではないか。</p> <p>例えば、様々なサービス提供主体間で、目指す目標が共有されていないために十分に効果が発揮されていない個々の施策・事業の効果を高めるため、政策目標を見直すというアプローチがあるのではないか。また、複数のサービス提供主体間で、重畳・競合している施策・事業を見直す、狭間の行政課題の対応策を講じるというアプローチもあるのではないか。</p> | <p>当審議会としては、上記アプローチをとる分野としては、行政機関以外の公共サービス主体が数多く生まれ、行政よりも先駆的な取組を行っている施策・事業分野や、行政だけではサービスを隅々まで行き渡らせることが困難な施策・事業分野などを念頭に検討されることが望ましいと考える。</p>        |
| 視点④: 共通の政策視点を持った総合的なアプローチ       | <p>複数の施策・事業分野に共通の視点として、公共サービスの受益者から見た行政の共通性や、幅広い国民参加が必要な国家的事業との関係の共通性などに着目して、個別の施策・事業を順次取り上げつつ、総合的な評価を行うアプローチがあるのではないか。</p>   | <p>当審議会としては、上記アプローチをとる分野としては、当面、申請手続・調達手続等の国民目線からの見直し、行政のICT化に伴う公共サービスの在り方の変化などを念頭に検討されることが望ましいと考える。</p>   |

ただし、上記【視点①～④】に当てはまらないものであっても、国民生活に密着した身近な行政課題や急に発生した国民の関心の高い社会事象に行政の対応が求められているものなど、行政評価局調査を行うことが適当と考えられる場合には、これを実施することが必要であると考えます。

また、上記視点に照らして選定したテーマについても、選定後の状況の変化を踏まえて見直すことが必要であると考えます。